



と思ひますが、この点だけ私は言つておきたいと思うんです。大臣が来られたらこの点はもう一ぺん聞きますが、この問題は一応これで終わります。

次に、これはまああまり問題はないと思うんですが、財務研修所及び会計事務職員研修所、これはここに簡単に設置理由が載せてありますが、一体内容は、どういう機構でどういう方法でやられるのか。まあ大体理解できるんですが、ちょっとその説明をしていただきたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 御説明を申し上げます。財務研修所と申しますのは、御存じのように、大蔵省に今下部機構といたしまして、財務局というものが各ブロックごとにございまして、さらにその下の機構といたしまして、各県単位で財務部というのがござります。それで、そこでやつております仕事と申しますのは、大蔵省の仕事の中で、内国税については国税局の系統の下部組織がございます。国税局、税務署がございます。それから關稅につきましては、税關及びその支所がござります。それらの所掌事務を除きましたところの他の大蔵省の所掌事務の地方的な仕事一切を所掌いたしているのが財務局並びに財務部でござります。

そのおもな仕事を申し上げますと、一つは主計局の仕事でございまして、これはたとえばお聞き及びだと思いますが、災害が起りますと、その立会と査定事務をやっております。あるいはまた各種の補助金の実態の調査をいたす、あるいはまた主計局の予算編成の際に参考とすべき資料をそれぞれの地域から整備するというような仕事がござります。

• 第二章：基础概念与数据结构 • 第 12 课时（第 12-13 章）第 2 版 • 陈雷 / 编著

ですが、従来は財務局の仕事を統括いたします地方課というのが官房にござります。その地方課の中では、ごく一部の職員で研修の仕事を始めておったわけでございますが、だんだんと職員の数もふえて参りますし、それからまた法令その他がますますふえて参りましたて、仕事がますます複雑分化していくというようなことで、研修業務というもの的重要性がいよいよ痛感されて参る。で、まあとかく課の片すみでもつて仕事をやっておりますと、ほかの本來の仕事にまかしましまして、どうも研修のほうの力の入れ方が不十分であるということでは、いろいろと事故が起つたりいたしますので、この際、責任を明かにした独立の体制をとりたいということで、今回研修所の設置をお願いしたわけでございます。

それから会計のほうの研修のことでございますが、これにつきましては、御存じのように、全国的に会計事務職員というのは、政府でもって約五万人ばかりございます。それで終戦後、御承知のように、会計検査院が指摘いたしましたところの会計職員の事故といふものは非常にえたのでござります。それには非常にいろいろな理由、一般的モラルの低下とか、いろいろな問題もございますが、事務に精通しない新しい新しい職員がどんどん入つて参つたりしまして、仕事に熟達しないということからくる事故というものが相当多いのでござります。それで、これも会計検査院等の意見等も取り入れて、主計局におきまして政府の各省の会計職員の研修を一括して行なおうといたしましてからもう約十年になるので

ございますが、各省で会計事務の仕事を  
に携わつておる中堅的な方々に研修に  
来ていただきまして、そうしてここで  
もって基礎的なことからみつちりと勉  
強していくたゞく、相当これは効果を上  
げておると思います。御存じのよう  
に、会計検査院の事故というのも、  
小さいものはいろいろござりますけれ  
ども、昔のような事故が非常に減つて  
参ったのは、やはりこの研修の効果だ  
と思います。これは一方において、御  
承知の職員の責任をだんだん重くする  
という法律の整備もいたしております  
が、ただ責任を重くしてあやまちをと  
がめるというだけではなく、同時に、  
この研修をやるということが非常に重  
要であるという認識のととに、私ども  
はますますこの研修には力を入れて参  
りたいと、こう思つております。これ  
も從来主計局の片すみで事務をやつて  
おつたのでござりますが、やはり本来  
の主計局の予算であるとか、そういうう  
ような仕事について追われまして、この  
研修事務といふものがとかく十分に行  
き渡らない感じがございます。そこ  
で、今回やはり体制を確立いたしまし  
て、そこに専任の所長を置き、専任の  
教頭を置きまして、そうして研修に力  
を入れて参りたい、こういうことで設  
置をいたしたわけであります。

二百五十三人、実人員で三十四年には三百二十五人ばかりの研修を行なっております。三十六年には三百三十八人の研修を予定しております。これは財務局の職員が六千六百人おりまして、これらの職員の中から各種の仕事にわたるそれぞれの事務の研修をやつて参りたい、こう思つております。それから独立をいたしまして、所長には私が当たる予定になつております。そして、その下に、従来ございませんでしたが、選任の頭頭を置きまして、これに事務を専任させたい、こういうふうに考えております。

それから会計の関係の職員でございますが、これは大体延べで三百人ばかり毎年研修いたしております。まあ五万人の会計事務職員の中からいいますと、わざかなものでございますけれども、これも逐次拡張いたして参りたいというふうに考えております。これにつきましては、会計事務職員につきましては専任の二等級の所長、これは相当権威ある人を実は選んで持つていいたいという考え方を持つております。

○山本伊三郎君 そうすると、これはもちろん東京で設置をされるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) さようであります。

○山本伊三郎君 これはこの程度いたします。

それから第三の、これも軽微な問題だと思いますが、官房を総務部に改めるというのですが、その事務の所掌内容は、これは変わらないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 稽関の官房総務部のお話だと思いますから、税關部長の方から……。

○説明員(稲益義君) 従来と大体機構

Digitized by srujanika@gmail.com

的には変わらないわけがありますが、何と申しますか、各部門の総合調整と申しますか、こういうものをはつきり取り上げるわけです。したがいまして、その面だけが従来の総務部の仕事とは、拡大されると申しましようか、各部総合調整という立場に立つといふ意味におきまして、上位の部長という形になるわけであります。

○山本伊三郎君 印刷局及び税関となつておるのですが、これは一括して聞いておるのですが、そうすると総合的な事務がふえるということで、職員の内容とか、そういうものは変わらないのですか。

○説明員(権益兼君) 印刷の方は別として、税関の総務部におきましては、

通常やります仕事は変わらないわけではありません。ただ、何と申しましても、前回も申し上げました従来の官房、監視、業務、鑑査の一房三部という構成でやつておりますと、これがそれぞれ

独立した形で動いておるわけであります。最近の税関行政は非常に内容が複雑になって参つております。御承知のように、通関手続というものは、一

つの貨物をずっと追つかけてやっていきます。そういう点から官房を総務部に改める、こういった点でその間の総合調整を円満にやるということです。

○山本伊三郎君 印刷局もついており

ますが、これも税関のほうがやつたから一緒にくつづけておくといふ軽い意味ですか。それとも相当意味があるの

ですが、今はねがね印刷局の運営については批評もございます、非常に時代おくれであるとか。民間の印刷業は非常に進歩しております。官業に伴うる

程度の短所もございます。そういうよ

うなものを最近の印刷業なんかの進歩におくれないようさしていくために

は、管理、運営部面を相当充実していかなければついていけない。経営調査の仕事、あるいはまた経理につきましても、従来は印刷局は業務部に会計課

を置いておつたが、こういうことははいけませんので、総務部というものを作りまして総括的に調整を行なつて参

りたいという趣旨でございます。

○山本伊三郎君 それでは大臣見えま

したので、先ほど実はあなたのほうの政府委員のほうからちょっと聞いて

おつたのですが、なお、大臣に一べん

聞いておきたいのですが、一昨日の質

問に、輸出入の動向の趨勢について

データを出してもらいたいということ

で、きょういただいたのですが、いろ

いろあります、問題の一点だけ大臣

現時点は、もうどうぞこの点を

ちよつと確認しておきたい。

○國務大臣(水田三喜男君) それはそ

ういう趨勢でいくと思います。現にい

るいろいろな引き締めをやりまして、輸入の高水準ということは、これはもう

現在はつきりしていることございま

すので、さらに輸出増進策を私どもは

とつておりますので、いずれにしまし

ても、昨年に比べて、両方とも水準

は、引き締め政策をやつても高いこと

が予想されるのでござりますから、こ

れはそういう趨勢でいくと思います。

○山本伊三郎君 これは前年との比較

でございますが、今言われましたよう

に、輸出入ともふえるということは、

引き締めをするという、輸入はある程

度押さえられるという政策に変わっている

と私は思うのですが、そうすると、今

までの比較では減つているのです。

在は。今後ふえるということなんですかね。したがつて、どうも矛盾してい

るよう、私これはしるうとですが、

う受け取るんですね。やはりその引

き締めの、いわゆる輸入を押さええる政

策をとられておるということを言われ

ます。それでなければ私は国際収支

が好転しないと見ているのですが、そ

ういう意味において、二十六年度一年

間を見ると、下半期でふえていく傾向

のです。そこでなければ私は国際収支

が好転しないと見ているのですが、そ

ういう意味において、二十六年度一年

間を見ると、下半期でふえていく傾向

のです。それはわかるのです。わかるの

ですが、三十五年度の前年と比較して、

十四年度から比較すると、前年度は一

年間の貿易額はふえていくかどう

か、こういう点に私は今質問の論点を

方が多く出でるのですね。しかし、

うに、印刷局は相当古い組織でございまして、かねがね印刷局の運営については批評もございます、非常に時代おくれであるとか。民間の印刷業は非常に進歩しております。官業に伴うる程度の短所もございます。そういうよ

うなものを最近の印刷業なんかの進歩におくれないようさしていくために

は、管理、運営部面を相当充実してい

かなければついていけない。経営調査

の仕事、あるいはまた経理につきまし

ても、従来は印刷局は業務部に会計課

を置いておつたが、こういうことはは

いけませんので、総務部というものを

作りまして総括的に調整を行なつて参

りたいという趣旨でございます。

○山本伊三郎君 それでは大臣見えま

したので、先ほど実はあなたのほうの

政府委員のほうからちょっと聞いて

おつたのですが、なお、大臣に一べん

聞いておきたいのですが、一昨日の質

問に、輸出入の動向の趨勢について

データを出してもらいたいといふこと

で、きょういただいたのですが、いろ

いろあります、問題の一点だけ大臣

現時点は、もうどうぞこの点を

ちよつと確認しておきたい。

○國務大臣(水田三喜男君) それはそ

ういう趨勢でいくと思います。現にい

るいろいろな引き締めをやりまして、輸入の高水準ということは、これはもう

現在はつきりしていることございま

すので、さらに輸出増進策を私どもは

とつおりますので、いずれにしまし

ても、昨年に比べて、両方とも水準

は、引き締め政策をやつても高いこと

が予想されるのでござりますから、こ

れはそういう趨勢でいくと思います。

○山本伊三郎君 これは前年との比較

でございますが、今言われましたよう

に、輸出入ともふえるということは、

引き締めをするという、輸入はある程

度押さえられるという政策に変わっている

と私は思うのですが、そうすると、今

までの比較では減つているのです。

在は。今後ふえるということなんですかね。したがつて、どうも矛盾してい

るよう、私これはしるうとですが、

う受け取るんですね。やはりその引

き締めの、いわゆる輸入を押さええる政

策をとられておるということを言われ

ます。会でいろいろ答弁されておりました

が、今年は特に国際收支の赤字の問題

それに伴つて金融の引き締め、そ

うい

う

と、どうもその点がわからないのです

三十五年に、三十四年を一〇〇として

一一六・六、そういうふうになつてい

るんです。こういう趨勢でふえていく

のかどうか、これをちょっと聞いてお

きたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 御質問の

点が、ちょっと私の答弁とあれするか

どうかわかりませんが、要するに、輸

入のテンボ」というものが非常に多くふ

えておる現状でございますので、これ

を押さえという措置をとつておるた

めに、今後このテンボはだんだんに

減つていく。そして私どもの目標で

は、来年度の下半期に均衡をとること

まで持つていいこう、こういう大きい

方針でいつておりますので、その限り

においては、輸入のふえるテンボとい

うものは、私はだんだん減つていくと

思います。で、輸入抑制措置をとると申し

ます。でも、量的な問題はありますよう

ことによって非常に仕事が減るなど

ことは考えられませんし、そういう

点において税関業務に影響するとい

うことから見ましたら、この措置をとる

ことによって非常に仕事が減るなど

ことは考えられませんし、そういう

点においては、輸入のふえるテンボとい

うものは、来年度の下半期に均衡をとること

まで持つていいこう、こういう大きい

方針でいつておりますので、その限り

においては、輸入のふえるテンボとい

うものは、私はだんだん減つていくと

思います。で、輸入抑制措置をとつておるた

めに、今後このテンボはだんだんに

減つていく。そして私どもの目標で

は、来年度の下半期に均衡をとること

まで持つていいこう、こういう大きい

方針でいつておりますので、その限り

においては、輸入のふえるテンボとい

うものは、来年度の下半期に均衡をとること

まで持つていいこう、こういう大きい

方針でいつておりますので、その限り

においては、輸入のふえるテンボとい

うものは、来年度の下半期に均衡をとること

まで持つていいこう、こういう大きい

方針でいつておりますので、その限り

においては、輸入のふえるテンボとい

うものは、来年度の下半期に均衡をとること

まで持つていいこう、こういう大きい

方針でいつおりますので、その限り

においては、輸入のふえるテンボとい

うものは、来年度の下半期に均衡をとること

まで持つていいこう、こういう大きい

これはまだ政府の施策が届いたからこ  
うなつておる、引き締め政策が非常に  
徹底したからこうなつておるとは思わ  
ない。おそらく今後上がると思うので  
す。思うのですが、私の立場してお  
るのは、三十五年度よりも要するに増  
高の程度が多いということについて大  
臣は固執されておるのですが、私はそ  
うならぬのじやないかと思うのです  
ね。しつこいようですが、その点をも  
う一ぺんお尋ねするのと同時に、問題  
は輸入を抑制して輸入額を減らす、し  
かし、そのかわりに輸出をふやすんだ、  
こういうことであれば、ある程度私は  
理解できるのですが、その点どうです。

○國務大臣(水田三喜男君) 私どもは  
減らすというのは絶対額を減らすとい  
うことじやございませんで、一方、輸  
出はそのまま伸ばし、輸入ができるだ  
け押さえるという相手関係において国  
際收支を改善しようということです  
いますから、両方とも絶対額が減ると  
いうのじやなくて、一方の同じような  
伸び率が相対的に調整されるというこ  
とでございますので、したがって、日  
本経済が伸びてきます以上は、輸出  
もどんどん伸びるかわりに、輸入も伸  
びていく。その輸入の伸び率を一方落  
として、輸出の伸び率をふやすという  
ことで国際收支の均衡はかかるうとい  
うのでござりますから、絶対量として  
は両方とも伸びる趨勢にあることは、  
これははつきりしておると思います。

○山本伊三郎君 そうすると、前の私  
の質問について、大臣おられなかつた  
から理解しにくい点があると思う。私  
も時間がないから、前の質問を繰り返  
してやればよかつたのですが、大臣は  
こういう点においては相当専門家でご

ざいますから、前の質問を繰り返さな  
きませんが、それでは最後にもう  
一ぺん聞いておきますが、絶対額は減  
らないのでですか。やはり輸出の点はも  
ちろんそうあるべきだと思いますが、  
輸入の点も絶対額は減らない、輸出の  
率が多くなつて、輸入は若干押さえ  
ておきますが、そういう点をも  
う一ぺんお尋ねするのと同時に、問題  
は輸入を抑制して輸入額を減らす、し  
かし、そのかわりに輸出をふやすんだ、  
こういうことであれば、ある程度私は  
理解できるのですが、その点どうです。  
○國務大臣(水田三喜男君) 私どもは  
減らすというのは絶対額を減らすとい  
うことじやございませんで、一方、輸  
出はそのまま伸ばし、輸入ができるだ  
け押さえるという相手関係において国  
際收支を改善しようということです  
いますから、両方とも絶対額が減ると  
いうのじやなくて、一方の同じような  
伸び率が相対的に調整されるというこ  
とでございますので、したがって、日  
本経済が伸びてきます以上は、輸出  
もどんどん伸びるかわりに、輸入も伸  
びていく。その輸入の伸び率を一方落  
として、輸出の伸び率をふやすという  
ことで国際收支の均衡はかかるうとい  
うのでござりますから、絶対量として  
は両方とも伸びる趨勢にあることは、  
これははつきりしておると思います。

○國務大臣(水田三喜男君) 輸出を伸  
ばす方法は、御承知のとおり、いろい  
ろなことを——根本的には内需を押さ  
えるということが一番基本的な問題だ  
と思いますが、内需を押さえながら、  
これを輸出に向けていく方策というの  
はいろいろございます。特にそのうち  
で、やはり今まで輸出が伸び悩んだ問  
題の一つとして、外国の事情による問  
題でなくして、国内事情から見た問題  
は、延べ払い輸出についての問題だつ  
たるうと思います。これは外貨問題が  
出でるときでございますので、これ  
に関係しますから、ただ延べ払い輸出  
をたくさんすればいいというのじやな  
くして、この頭金のいかんによつては、  
輸出は伸びても、これは外貨は損をす  
るということになりますので、その点  
の調整をはかることを相当考えた措置  
をとつておりますので、延べ払い輸  
出にも一つの制限がございました。し  
かし、今度は商品別、国別にこの問題  
を合理的にもう少し弾力的に運営しよ  
うということをきめて今実施しております  
ので、この点によって過去つかえ  
ておった輸出が、相当の額でこれは片  
づくだろうと思われるものもございま  
すし、それから御承知のよう、今ど  
きの地域に対する輸出が停滞しているか  
といふ問題もこれはございますが、一  
番停滞しておった輸出先が、景気が変  
わってきてまして、今後そこに楽観材料  
が出て参りましたので、その点の解決  
に努力すれば、ある程度この輸出を進  
めることができるとか、幾つかいろいろ  
なことを私どもは考えて、それに對  
する対策をとるということによって、  
上半期のような輸出の伸び率ではない  
と思っております。それから輸入のほ  
うは、経済が伸びているのですから、  
私は非常に心配している一員でありま  
すが、いろいろ説明されました  
が、この貿易自由化によつての今後の  
見通しについては、相当私は問題があ  
ります。しかし、アメリカの景気から  
いつても、またいろいろアメリカの立  
場からみても、そぞういう方面に対  
する輸出が驚異的に伸びるとも私は思  
わないのですが、今大臣は非常に自信  
あるよう御答弁ございましたが、  
私は非常に心配している一員でありま  
すから、これ以上追及いたしません  
が、この貿易自由化によつての今後の  
見通しについては、相当私は問題があ  
ります。しかし、輸入担保率を引き上  
げるというような措置によつて、今日  
本でもう買い込んで持つておる原材料  
在庫がどういうふうに使われていくか  
という点にいろいろ問題がござります

題の一つとして、外国の事情による問  
題でなくして、国内事情から見た問題  
は、延べ払い輸出についての問題だつ  
たるうと思います。これは外貨問題が  
出でるときでございますので、これ  
に関係しますから、ただ延べ払い輸出  
をたくさんすればいいというのじやな  
くして、この頭金のいかんによつては、  
輸出は伸びないと、そうすると輸入の  
絶対額はふえていくんだ、こういうこ  
とですね。

○國務大臣(水田三喜男君) そうなる  
とおりです。

○山本伊三郎君 そうなると、絶対額  
がふえると、やはり国際収支の上から  
見ると、輸出はよほどふやさなければ  
ばますます国際収支が悪くなるとい  
うことになるのですが、その点はその  
とおりです。

○山本伊三郎君 輸出を相  
当にやさなければいけないと思いま  
す。

○山本伊三郎君 その点にはいろいろ  
手を打つておられます、私は遠い将  
來を言わないので、今の問題に焦点を合  
わせます。ただ、三十六年度はアメ  
リカ向けの輸出というのが非常に悪  
かった。これはアメリカの景気影響  
していると思う。ドル防衛の問題も  
あつたかも知れません。それに引きか  
え、非工業地帯の輸出が非常によ  
くかたたのだがしかし、それがだんだん  
と悪くなつてきておるというような數  
字を私は見ておるので、アメリカ  
あるいは欧洲あたりの貿易が非常に好  
転する見通しが非常にいいというよう  
な、大臣は国の名前はあげられなかつ  
たのですが、そういう意味の答弁だと  
思ふ。しかし、アメリカの景気から  
いつても、またいろいろアメリカの立  
場からみても、そぞういう方面に対  
する輸出が驚異的に伸びるとも私は思  
わないのですが、今大臣は非常に自信  
あるよう御答弁ございましたが、  
私は非常に心配している一員でありま  
すが、いろいろ説明されました  
が、この貿易自由化によつての今後の  
見通しについては、相当私は問題があ  
ります。しかし、輸入担保率を引き上  
げるというような措置によつて、今日  
本でもう買い込んで持つておる原材料  
在庫がどういうふうに使われていくか  
という点にいろいろ問題がござります

ので、これは無理に買わなくて、まだ  
使使用することによって間に合つていけ  
ば、現実に輸入の量が絶対量でも、こ  
れは下がることがあり得るということ  
も考えられますし、そういう点のいろ  
いろなにらみ合わせで今国際収支の改  
善策をやっておりますので、場合によ  
つたら輸入の絶対量も減り得るとい  
うこともそういう関係からあることだけ  
でやるために、一次産品の買付とい  
うようないい問題もあります。

○山本伊三郎君 大臣のいろいろと説  
明を聞いたんですけど、三十五年度はア  
メリカ書を見ますと、三十五年度はアメ  
リカの輸出というのが非常に悪  
かった。これはアメリカの景気影響  
していると思う。ドル防衛の問題も  
あつたかも知れません。それに引きか  
え、非工業地帯の輸出が非常によ  
くかたたのだがしかし、それがだんだん  
と悪くなつてきておるというような數  
字を私は見ておるので、アメリカ  
あるいは欧洲あたりの貿易が非常に好  
転する見通しが非常にいいというよう  
な、大臣は国の名前はあげられなかつ  
たのですが、そういう意味の答弁だと  
思ふ。しかし、アメリカの景気から  
いつても、またいろいろアメリカの立  
場からみても、そぞういう方面に対  
する輸出が驚異的に伸びるとも私は思  
わないのですが、今大臣は非常に自信  
あるよう御答弁ございましたが、  
私は非常に心配している一員でありま  
すが、いろいろ説明されました  
が、この貿易自由化によつての今後の  
見通しについては、相当私は問題があ  
ります。しかし、輸入担保率を引き上  
げるというような措置によつて、今日  
本でもう買い込んで持つておる原材料  
在庫がどういうふうに使われていくか  
という点にいろいろ問題がござります



せされているのは中小企業だと思う。利益代表で何でも発言する点は別として、そういう事情を聞いて、やはり政府の施策にこれを現わそうというのが審議会の趣旨なんです。答申がなくても、意見が出る場合、そういう場合に、利益代表でないけれども、出ているのはすべて大企業の人であるならば、人間として出た以上は、自分のほうの利益を犠牲にしては発言しないと思う。そういう人はないでしょう。そうすると、やはり自分の会社の利益といいませんけれども、実情を考えて私は意見を言っておると思う。口では中小企業のなんか言いますが、現実はそうじやない。だから、せめてこういうところにも、そういう中小企業の金融に対する意見を述べる場合を政府としてこういうところでもやはり取り入られる取り入れないは、政府がその施策による考え方らしいのでござりますから、そういうものを全然無視して考へておられるならば——大臣が中小企业については十分お考えになる、特別な資金もいろいろと考えられるのですが、私としては、この際、やはりそなたさんでなくて現実のそういう中小企業の金融を切実に考えている人を入れるべきだと思うのですが、大臣としては、依然としてそういう必要はないんだと、こう言われるかどうか。

○國務大臣(水田三喜男君) 今申しま

したように、利益代表的な性格を帶びた委員ではない。当然そういう性格ではない委員で構成されるべきものだとこゝは、十分適任者を選ぶように考えたいと思います。したがつて、各界の有識者をもつて構成するのが一番いいと思いますが、その場合に、やはり中小企業の人では経験者はとはいえない。過去において中小企業から大きくなつたというのは別として、金融機関では、そのときの問題ですから、経験者といふわれれる以上は、そういう人を加えないといけない。現実にそういう人を。ところが、設置法については、「学識経験者」と、経験者と載っている以上は、大臣はそう言わましたが、直ちに、このメンバーを出したやつを、お前はこれをやめてこれにするのだといふことは、大臣として言いくからう。しかし、それは適当な時期にはんとうの中小企業の経験者、現在中小企業として経験している人を入れるということを、若干そういうことを好ましいと言つておられたが、私が言つておられたと同時に、この審議会のメンバーがある程度かえてもらいたいといふ意味の発言をしている。その点どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは広くそういう学識経験者はたしかやはりおると思いますので、選考のときには、十分適任者を選ぶように考えたいと思います。

○山本伊三郎君 それじゃ、しつこ

りであります。されども、私はやはり必要だも、意見が出る場合、そういう場合に、利益代表でないけれども、出ているのはすべて大企業の人であるならば、人間として出た以上は、自分のほうの利益を犠牲にしては発言しないと思う。そういう人はないでしょう。そうすると、やはり自分の会社の利益といいませんけれども、実情を考えて私は意見を言っておると思う。口では中小企業のなんか言いますが、現実はそうじやない。だから、せめてこういうところにも、そういう中小企業の金融に対する意見を述べる場合を政府としてこういうところでもやはり取り入られる取り入れないは、政府がその施策による考え方らしいのでござりますから、そういうものを全然無視して考へておられるならば——大臣が中

企業の人では経験者はとはいえない。過去において中小企業から大きくなつたというのは別として、金融機関では、そのときの問題ですから、経験者といふわれれる以上は、そういう人を加えないといけない。現実にそういう人を。ところが、設置法については、「学識経験者」と、経験者と載っている以上は、大臣はそう言わましたが、直ちに、このメンバーを出したやつを、お前はこれをやめてこれにするのだといふことは、大臣として言いくからう。しかし、それは適当な時期にはんとうの中小企業の経験者、現在中小企業として経験している人を入れるということを、若干そういうことを好ましいと言つておられたが、私が言つておられたと同時に、この審議会のメンバーがある程度かえてもらいたいといふ意味の発言をしている。その点どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは広く

おると思いますので、十分検討して選考いたし

ます。

○山本伊三郎君 僕はどうも疑い深い

ほうで、しつこいと言われるのです

が、もうわかつておるので。大臣の

誠意はわかつておるけれども、選考の

とき考えますと言いますが、入れると

言えませんか。その点あまりしつこ

い気があります。

○横川正市君 大蔵大臣に、その部長

と局長で、ただ省内の権限問題だけが

どまつております。

○國務大臣(水田三喜男君) 御趣旨に

実現しない場合が多いので、もう一ペー  
ン聞きますが、考えたいということ  
は、いわゆるそういう人を選んで差し  
れはもう好ましいことであつて、利益  
代表という意味でないそういう学識経  
験者が入ることは、私はやはり必要だ  
らうと思っています。

○横川正市君 僕は一問ある。簡単  
に。

大筋の問題は、今、山本委員から

かかるといいますか、これに追加する  
ことは、もう中山さんも入つています  
し、経験者といえば、これはやはり大

きな要望、計画がございましたが、行  
政管理庁の審査にかけて、もう最低限  
かかることでござりますが、将来的に、  
実際にいろいろな定員や機構

は、表面そな大きい変化はなくとも、  
主税局から独立するといふところ

に、実際上のいろいろな定員や機構

は、これはやはり今言われましたよう  
に、主税局から独立するといふところ



に課税する、納入通知をするというだけの行為をるのであって、その貨物自体を税関が扱うということは、つまり押さえるとか、そういうことは、いわゆる輸入禁制品であるとか、そういったものでない限りは、あり得ないと思うわけです。したがいまして、船会社か、あるいは途中で扱いました商社、そういうところでもし紛失というような事態がありますと、そういう

「異議なし」と呼ぶ者あり。

（お詫びの言葉） 御心清められ  
と認め、さよう決定いたしました。  
午後は一時半から再開することとし  
まして、暫時休憩いたします。

午後一時五十三分閉会

閣委員会を再開いたします。

官、大石総務部長、藤本総務参事官、

御質疑のおありの方は、順次御発言

○日本第三殿君の立法精神はもち

ろんわかります。しかし、実はこの問題に入る前に、ちょっと調達庁長官に

聞いておきたいのですが、先日私は、

よる質問状を出しておるので。だいぶ述べておらつゞ一ぱ、つゝ二ぱ、朝霞

ですが、間違いなくあした出してもら

○政府委員(林一夫君) 明日返答いた

○山本伊三郎君 まづ最初にちょっと

の算定の目標が、原案では百二十円だと見ておるのでですが、今度百六十円といふことに修正されたようを見ておるのですが、この点どうですか。

○政府委員(大石孝章君) ただいまの休業給付金の百二十円が百六十円に修正され、この点でございますが、これは休業給付金のうち、この法律の施行後にする療養のため業務上就業できない期間にかかる休業給付金の場合でございます。これは一日につきまして、基礎額、政府の原案では百五十円の百分の八十に相当する額が百二十四円でございまして、この基礎額を二百四十五円にいたした関係上、百六十円に相なる次第でございます。

○山本伊三郎君 この基礎額の二百四十五円というは、どういうところに根拠があるのですか。

○政府委員(大石孝章君) 基礎額の一〇〇円の計算の基準でございますが、政府の原案では、遺族給付金につきまして十五万円を支給する。その場合、其の半分の八・二に相当する額が百二十四円でございまして、この基礎額を二百四十五円にいたした関係上、百六十円に相なる次第でございます。

○山本伊三郎君 この基礎額の二百四十五円というは、どういうところに根拠があるのですか。

○政府委員(大石孝章君) 基礎額の一〇〇円の計算の基準でございますが、政府の原案では、遺族給付金につきまして十五万円を支給する。その場合、其の半分の八・二に相当する額が百二十四円でございまして、この基礎額を二百四十五円にいたした関係上、百六十円に相なる次第でございます。

○山本伊三郎君 そうすると、逆算して、十五万円の場合であれば百五十円、それが二十万円に修正されたから二百円、こういうところに根拠があるんですが。

○政府委員(大石孝章君) さようですが、

○山本伊三郎君 休業手当というのにつかない間の生活資金として出されるものだ、これは一般的な概念です。

実際問題で二百円というのは、その当時の日雇い労働者の額からいっても、あれはニコヨンと言つたんですね、「の二百円」という基礎基準額について、はどうも理解ができない額だと思つても、ですが、基準額の千日分といふことで、よくわかるんですが、やはり基準額をそういう考え方で出すのは妥当でないじやないか、これにかけて、なぜ逆算したような形に出されたかといふ、この点はどうなんですか。

○政府委員(大石孝蔵君) 山本先生のお説のよううに、体系といたしましては、基準収入日額というものを出してしまって、それに労働基準法の精神にのつて、千日分を出すというのが筋だとして、存じます。しかしながら、政府の原案におきますところの遺族給付金十五万円、あるいは衆議院内閣委員会における御修正の二十万円といったようなものにつきましては、前にも私どもの長官から御説明申し上げましたように、他の法令等の関係や何かを勘案いたしまして、十五万円が妥当であらうといふふうに原案を作つたわけでござります。それが御修正になりまして二十五万円、そうしますと、基準収入日額の出しますは、どうしましても、逆算いたしまして二百円というふうにいたすのが方式であるうというふうに考えられる次第でございます。

○山本伊三郎君 そこが納得できないのです。それは、そういう二十万円で、いう、他の法律の関連といいますか、その他の法令というのは、やはり法令には法令自身の立法精神があると思ひます。この種占領軍の行為による災害といふものは、やはり政府としてみなかくちやならぬという義務の上に立つて

出されておるので。もちろん政策的な面を相当含んでおるけれども、特にこういう人々は、敗戦の犠牲者として一万人ぐらいでございますが、そういう人に対して、少しづつ基準なり査定が過酷ぢやないかと思うのです。私は、二百円がいけないで、二百四十円がいいとか三百円がいいとかいうことの前に、やはりそのやり方がきわめて、何といいますか、冷酷というと言ふに過ぎるのでございますが、少しは軽視しておると、こう思うのです。そういう意味において尋ねておるのであります。だから、二百円というものが、休業期間における生活の費用として、今日それが妥当であるかということ、これを私は聞いておるのであります。

す。そういうことで、しかも、その期間におきます死亡見舞金というものは、先ほど申しましたように、追加支給措置が講ぜられたのにもかかわらず、最低が一万七千円ということ、最高が十五万円というような状態であります。そういうようなことから考えまして、この期間における被害者を主体として考えまして、その最高額十五万円をとって、十五万円という定額を支給するということになったわけでございます。この十五万円を支給するにつきましても、国が支給している他の救済措置、国が支給している国家補償の実情から見ましても、それと比較して適當である、こういうふうに考えまして十五万円という額を決定したのであります。ところが、今回これが修正になって、二十万円ということがなったわけであります。

○政府委員(林一夫君) 先ほども申しましたように、この十五万円という給付金を決定するにつきましても、いろいろ他の法令との関係から見まして、十五万円が適当であろうというふうに考えて、十五万円を決定したのでござります。御参考までに申し上げますと、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法によりまして、満州開拓民団の戦後の死亡者、あるいは軍人以外の戦争協力者の死亡者、勤員学生等の工場爆撃等による死亡者、これらの死亡者に対する遺族給付金というものが一年について二万五百円、これを五年というようなことでございます。その他、引揚者給付金等支給法によりまして、抑留中の死亡者に差し上げる遺族給付金が二万八千円というようなことにもなっておられます。このように、他の法律によりまして与えられておりまする給付金との均衡から考えましても、十五万円程度が適当であろうというようなことで、十五万円の定額支給をすることに考へたわけでございます。

情なりと、いうものを考へると、私はそれは無理だ。あなたのほうが十五万円ということがで出されたが、衆議院では二十万円というふうに修正した。もちろんこれは政府に對して、院の決定ですから、衆議院の決定ですから、これに服してやられているのですが、十五万円が必ずしもこれが客観的に正確な妥当な金額だということは言えない。

二十万円もしかりだと思う。これはひとつ、いろいろの關係から政策的に二十万円ときめられているのです。やはり日本はこの金額に対しても、もちろん納得しておらない。おらないが、かりにそれを前提に立つても、算定が逆ではないかと言つてゐるのです。やはり日本額の基礎がわかつて、基準額がわかつて、それに対して千日なら千日、あるいはこれを額が十五万円で押さえたいのなら、そういうことができるかどうかは別ですが、七百五十にする、こういう方法が妥当じゃないか。私はそういうところに問題があると思うのですが、言うならば、十五万円を二十万円に押さえるなら、むしろそういう方法でやるのが妥当でなかろうか、こういうことを言つておるのであって、二百円というのはどこからどういう逆算でそういうふうにやつたか。了解していくと言つても、二百円の基準額によつて、その八〇%で、それではたして生活ができるか、これを尋ねておる。その点どうですか。

したのであります。その議論の方法としましては、過去にこのような被害者等の方々の収入の実態といつたようなものを調査いたしたのであります。これは過去十年前のことでありますから、したがいまして、種々雑多と思しますが、証明のつくものもあれば、あるいは当然そういういた調査にはなかなかか入ってこないといったような種々の状態であります。それで事務的に計算いたしましたところ、当然これは物価指数によってスライドされていくわけですがござりますから、どこに基準を置くのか、算定の时限でございます。その时限は、講話発効の時点と、講和発効の時点の一年前の昭和二十六年の九月と、これは見舞金支給の場合も、実は前に御説明申し上げましたように、ほぼ講和発効後の補償の実態と合わせたようなるふうになっておるわけでござります。で、その関係で申しますと、この講和発効後の政府の閣議決定によりますところの補償の最初の何は、有収入者の場合でも、収入日額三百円未満の者及び収入日額を立証できないというような者につきましては、これを最低の三百円というふうにして、それの千日分というふうにいたしております。それで、先ほど林長官からも御説明申し上げましたように、この被害者の実態も、一万七千円から、最高十五万円であるというようなことをいろいろ考えますと、この講和発効时限である最低の二百円というものが一応この基準ではない、そういったような点、

ところが、この種の事案につきましては、公務上外の問題、あるいは過失相殺等のいろいろな問題が論議の対象となりましたので、政府の原案としては、そういったようなことから、他の法令等の関係もにらみ合わせて、十五万円が妥当じやないかと判断いたしました次第でござります。

○山本伊三郎君　どうも今の答弁、私の方の質問に答えていないのですが、もちろん相当に過去の古い話であるけれども、講和条約発効前の問題ですからいいのですが、実際問題では、これからこの基準で金を出すと、こううのでもうやられるけれども、もらつたほうから見ると、この十五万円にしても二十万円にしても、今の貨幣価値に対応した貨幣として受け取るのですね。そういう人の負担ということになるのですね。その当時にこういうものが出来ていいますか、経過による貨幣価値の差と申しますか、そういうものは全部日本人の負担ということになるのですね。その当時にこういうものが出来ていいというならば、あなたの言われるような算定基礎でも、私ははある程度やむを得ないとと思うのですけれども、私はどうなんですか。

○政府委員(大石孝季君)　お説のよう

それをあにこなつて救済するという場合の方法としましては、やはり正確にはその事故当時の時点に合わした体系をとりまして、そしてそのところを本人が御負担にならないような、あるいは何らかの措置が講じられるということは望ましいだろうと存じますが、しかししながら、いろいろ六段階に分かれ見舞金の支給が行なわれたような実態を約九千件について調査いたしてみると、種々な状態でござりますので、一定の時点にそれをしほるという作業が必要であると存じます。それらは、先ほども御説明申し上げましたように、講和発効の時点もしくはその一年前の二十六年九月の追給当時の時点ということが客觀性を持つ問題であろうというふうに考えた次第でござります。

算定基準の額は、これは私は妥当を欠いておる。したがつて、もろもろの給付はすべてこれによつて下げられた結果になつておる、こういうふうに私は最後の論定を下だしたい。いろいろ説明されました、が、われわれとしては納得できないです。この点について、そういういろいろ苦心をされたことを言われますけれども、私は、やはり受け取つた価値、あるいは貨幣の受け取つた価値、そういうものから算定基礎を置かなくちやならぬと思うのですが、この点どうか。それと、昭和二十六年——私そういう答弁を聞こうと思つておらないので、詳しい資料を持つてきておらないのですが、私らの経験からいって、昭和二十六年に日額二百円というような基礎になりますか。この点ひとつ失対の費用とか、そういうものを見てどうなつてゐるか、ちょっととそれを聞かしていただきたい。

い、あるいは二百円に満たないといつたようなものは二百円にするということで実施いたしておったような実情でござります。なお、私の記憶に誤りがなければ、当時の自由労働者の収入は二百円程度であったというふうに記憶いたしております。

○山本伊三郎君 私はそうでないと思ひます。もうすでにその当時から三コヨンといわれておったから、程度ということでなく、もう少し正確に、私は質問せんならぬから、調べるわけにいきませんから、すぐに調べて下さい。その当時の失業対策費に対する自由労働者の単価は幾らであるか、調べて下さい。私はそうでないとと思うのですよ。それと、あなたが今言われましたが、修正されて二百円になったのです。あなたの原案は百二十円、そうすると、今言われたが、たまたま私がそう言われておるのですが、政府はそういうことを全然考えておらないのですよ。先ほど言われた答弁が妥当だと思う、あなたのほうの立場をううと。十五万円出すのだから、そいつを割って単価を出しておるというのはそのままだと思うのです。休業に対する給与扶助料といいますか、給与に対する保障というような考え方はないのですよ。逆算してこうなるから、これをういう程度にしておこうという以外にないと思うのですよ。それを理論づけようと思ったら、おそらく僕はそうならぬと思うのですが、その点どうですか。

給付金から逆算した基準日額というものの百分の八十を乗じたという御説明を申し上げましたが、そのとおりでございます。この政府の原案が、遺族給付金が十五万円であつて、衆議院で御修正いただきまして二十万円になつたこと、いう、そういったような実情はすでに御承知のとおりでございますが、政府が十五万円を算定いたしましたことは、先ほども長官から御説明がありましたように、講和発効時点あるいは前年度の時点等の状態から勘案いたしまして、また他の救済法との関係等からにらみ合わせまして、十五万円が妥当であろうという判断に基づいたことは先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

うもならぬといって、それは泣きの涙で、私は歯を食いしばつておったと思うのです。たまたま講和条約が発効後、今日になってようやくみずから権利が主張できる、そういう時期になつて、該当者の方々がさきやかながら、私は陳情されたと思うのです。それが今日ようやく実を結ぼうとしておるのでですから、決して理想的のものがこの機会にここでできるとは私は思っておりません。しかし、私は、政府の立場として、提案者の立場としては、やはり根本的には、そういう一つの、政府として、国民に対する、被害者に対する気持というものは、やはり根本的に持つていてもらいたい。私の一昨日からの質問は、すべてそこに集中しておる。もうすでに衆議院で修正されたやつをここで修正してどうこうという考えは、私今日持つておらない。持つておらないけれども、一昨日の調達府長官の説明なんか、法案の無理でないという政府の立場を弁解するだけなんです。それでは私はいかぬと思う。この種立法については、それではいかぬと思う。すべては政府の責任で起つたことなんです。もちろん国民党には一半の戦争の責任ということはあるけれども、それに対する事後の補償なり措置については、政府はもつとあたたかい気持で私は立法をしてもらいたいと思うし、われわれもその気持でこれは発言しておるのです。したがつて、私は、もう追及すれば何時間でもありますが、この一言で、この給付金の算定の基礎だけについて、大体政府の意のあるところ——意のあるということは、非常によい意味の意のあると

ころじゃない。大体これをやるうといふ動機についてはわかりましたから、この点につきましては、もっとひとつ今後検討をしてもらいたいと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(林一夫君) 私どももいたしましても、この被害者の立場を大いに理解しまして、非常に同情を申し上げており、そのような立場からこの案を検討して参ったのであります。私どもは、提出いたしましたこの案も、まあ全体的に見て、いろいろな角度から見て適當だ、こういうふうに考えて提出いたしたわけであります。ただ、いろいろの、たとえば当時の物価の変動等があるし、いろいろの事情もあります。しようし、検討すべき点は多々あると思うのですが、そういう点は検討したいと思っております。

○山本伊三郎君 時間の関係で、私は再質問をしますが、これについては防衛厅に一へん聞きたいのですが、私は言わないですから、今の点について防衛厅長官、どうですか。

○国務大臣(廢核景介君) 御承知のよ

うに、一連の戦後処理がいろいろ行なわれたわけでござります。それら一つ一つを考えまして、必ずしも満足すべきというより、不満足だという感覚を持つて受けでおられる方々もいろいろありますからかと思います。今回のただいま御審議をいただいておりまするこの問題につきましても、もちろん被害を受けられた方々、あるいはその遺族の方々から考えられると、まだまだ十分でない、不満足だというお気持であつたします。ただ、今申しましたような一連の戦後処理の各種の問題の均衡等

も考へなければならぬわけでござります。ただ、山本さんの御指摘の点のようなことでござります従来行なつて参りました一連の戦後処理のベースに合せますれば、まあまあこういうことをかということでございますが、全体として、さらには検討すべきものは検討していくかなければいかない問題であると私も考へる次第でござります。

○山本伊三郎君 防衛庁長官は率直にそういう意思を表示されたので、これで一応終わりますが、他の関係の一連のこういう法令というものは、私も数多くないのですが、いろいろその後調べてみましたが、やはりそれはそれなりの一つある程度の筋を通した形で、それは全体的な不満ですか、あると思ふのですが、これについては先ほど指摘したように、特に問題点はあるのであります。これ以上追及しませんが、数字的に出せばあるのです。したがつて、他の法令もそれでいいというわけじゃございませんが、これが成立すればこれがだけだということではなくして、やはりその矛盾はこれを改正する、こういうことでひとつ今後も努力してもらいたいことで私の質問を終りますが、これに対して、執拗でござりますが、防衛省長官からもう一言……。

○國務大臣(桝枝泉介君) このただいま御審議をいただいておる問題そのものについても、いろいろ問題はあるうかと存じます。私どもも、これで能事終わりとしているわけではございません。十分検討すべきものは検討しなければいけないと考へる次第でござります。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御発言もなれば、質疑は終局したものと認めます。

て、とみに改善をされておるという意味におきまして、賛成の意を表するものであります。しかしながら、まことに同情すべき被害者に対しまして、その処遇がこれで万全であるかどうか、これで十分であるかどうかということにつきましては、さらに今後検討を要すべき問題があらうかと存するわけがあります。したがいまして、政府におきましても、この法律が制定をして通過をしたということでこの問題の処理が終わった、こういうふうにお考えになつていただき、さらに引き続き、各種の給付金その他の問題についても十分に御検討いただき、今後改善を願いたいと思う次第であります。

せん。塙見委員も言われましたように、まだこれはよって不十分な点が歴然とするものがあります。したがつて、この附帯決議の精神を十分尊重して、今後これに対しても万全が得されまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) ほかに御意見もないのでありますから、討論は終局いたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ない認めます。

それでは、これより採決に入ります。連合国占領軍等の行為等による被虐者等に対する給付金の支給に関する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました塙見君提出の附帯決議案を議題といたします。塙見君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大谷藤之助君) 全会一致でござります。よって本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

君提出の附帯決議案を議題といたしました。塙見君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手をしては、慣例により、これを委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか？

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました附帯決議について、藤枝防衛府長官から発言を求めておりますので、これをお許します。

○國務大臣(藤枝泉介君) ただいま御決議になりました附帯決議の趣旨は、十分に政府といたしましても尊重いたし、特に被害者の方々の立場を尊重いたしまして、善処をいたしたいと存じます。

○委員長(大谷藤之助君) 次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛府職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。この三案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方々は、入江人事院総裁、瀧本給与局長、平井大蔵省主計局長官、佐藤總理府総務副長官、増子公務員制度調査室長、以上の方もほどなくお見えでございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 その室長なり、國務大臣、総務長官が来なければまずいです。

○委員長(大谷藤之助君) ちょっと速

記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を始め

て。

御出席の方を追加いたします。福永

國務大臣、増子公務員制度調査室長、

以上の方々でございます。

○鶴園哲夫君 人事院勧告を行なわれ

まして、それを受け政府が今回法律案の提出をされたわけですが、これら

の問題につきましての本格的な論議、

これは次の機会に譲りたいと思ってお

ります。ただ、ここで若干伺つておき

たいのは、御存じのように、人事院の

標準生計費、これは四月で独身者一人

一人世帯から四人世帯までは一二%と

いう上昇です。五人世帯は若干下がつ

ておりますが、一二%を少し切れます

が、四人世帯までは一二%上がつてお

る。これは四月の話ですから、今日は

おそらく一五%を上回つておるものと

見なければならぬかと思うのですけれ

ども、しかし、いずれにしても、そ

ういうふうに上回つておのもかわら

ず、七・一%という引き上げは、これ

はどう見ても公務員の消費生活とい

うのと、いかにも公務員の消費生活とい

うふうに上回つておるとの考え方

において給与担当大臣にも伺つたので

は、はなはだ不満です。具体的に聞き

たいと思うのです。

○國務大臣(福永健司君) 生計費とい

うものが賃金上昇の中において考慮さ

るべき重要なものの一つであることは

申すまでもないのですが、ただ

いまお話を、生計費が一二%近く四月の時点において上がつていると、こういうように仰せられます数字、ない

い後ろの上昇を考慮するとして、最近で

は一五%近く上がつてゐるのではないか

かというような表現をなさいましたの

あります。これらについては、もと

よりそうした数字があろうかと思いま

すが、一方、民間給与と公務員給与を

比較いたしまして、その上でどれだけ

上げるかという表現での七・

一%というものは、これはまあ数字の

性質が違いますので一二%と七・一%

というものの数字の見合いでいうもの

が、直ちに一二%が大きいのに七%が

小さいというわけには、私は参らない

と思うのでございます。これはまあ申

すまでもなく、四月という特定の時点

において、前年に比較してどうとい

うのと、それから四月における民間給

与とそのときの公務員給との比較と

いうのとでは、若干意味が違うわけ

ありますので、むしろこれはそのとき

数字と、それから四月における民間給

与とそのときの公務員給との比較と

いうふうに上回つておるものと

見なければならぬかと思うのですけれ

ども、しかし、いずれにしても、そ

ういうふうに上回つておるとの考え方

において給与担当大臣にも伺つたので

は、はなはだ不満です。具体的に聞き

たいと思うのです。

○國務大臣(福永健司君) 公務員の生

計費の明確な切り下げだというよう

い数字をあげられて上がり方が少な

い点があることは申すまでもないので

ございます。しかし、私どもは、一番

最初に申し上げましたように、生計費

の上昇の上昇ということも、これは大いに考

慮しなければならないものの一つであ

り、これは当然に考えておる次第でござ

ります。

○鶴園哲夫君 要するに、結論として

どうなる。どういうお話をなさるう

分ぐらい切り下げる、こう

と、結果的には半分切り下げる、こう

いうことになるのじゃないかと私は思

うのです。しかも、これはまあ申

て次が、人事院が必要と認める事

件がどうとうござります。これは法の趣旨

において、前年に比較してどうとい

うのと、それから四月における民間給

与とそのときの公務員給との比較と

いうのとでは、若干意味が違うわけ

ありますので、むしろこれはそのとき

数字と、それから四月における民間給

与とそのときの公務員給との比較と

いうふうに上回つておるものと

見なければならぬかと思うのですけれ

ども、しかし、いずれにしても、そ

ういうふうに上回つておるとの考え方

において給与担当大臣にも伺つたので

は、はなはだ不満です。具体的に聞き

たいと思うのです。

○國務大臣(福永健司君) 公務員の生

計費の明確な切り下げだというよう

い数字をあげられて上がり方が少な

い点があることは申すまでもないので

ございます。しかし、私どもは、一番

最初に申し上げましたように、生計費

の上昇の上昇ということも、これは大いに考

慮しなければならないとの一つであ

り、いう説であります。職務給の建前を

とつておりますわが国の現在の建前

からいたしまして、だいまおあげに

なりましたような幾つかのことを持

てござります。積極的に、明確に公

務員の消費生活を引き下げようとい

う意図があつたとかなかつたとか、そ

れは論議の外にしましても、しかし、

ただきたいと思います。

○鶴園哲夫君 いや、積極的にそういう

意図があつたとかなかつたとか、そ

れは論議の外にしましても、ぜひ御理解い

ただきたいと思います。

○鶴園哲夫君 いや、積極的にそういう

意図があつたとかなかつたとか、そ

れは非常に不満のあるものであります。

また問題が別になりますが、少なくと

も、人事院があげている標準生計費、

これがどうとうござつたにもかかわら

ず、七・一%上げる。しかも、これは

作つておる標準生計費から見ても、そ

れは非常に不満のあるものであります。

され一つにして、もう一つ伺つておきま  
すが、今度俸給表を、だいぶ人事院が  
特殊なやり方をやられまして、研究職  
と、それから行白を行行に切りかかる  
という措置が出てきたわけです。担当  
大臣にはもう一点だけ伺つておきたい  
のですが、この研究職の今度の給与の  
引き上げ方ですが、これは試験研究機  
関に従事している人たちの中にこうい  
う疑問が出ておるわけです。それは、  
研究職の場合においては、今度の引き  
上げは行行よりも悪いんじやないか、  
行行よりも落ちるんじやないかとい  
う、意見が出ております。そして今回  
科学技術振興という重要性にかんがみ  
て、研究職を特にひとつ優遇する、そ  
して研究能力ある者については上の等  
級に格づけすることができるというこ  
とになっておるのですが、それを含め  
た場合に、そういうた行行と同じよう  
な引き上げ方になるじゃないか、こう  
いうような意見があるのです。私は資  
料的に検討いたしてみまして、その疑  
いは事実であるよう思う。したがつ  
て、これがもし事実とすれば、種々問  
題が出てくる。その点について政府は  
どのように検討されておるのか、それ  
を聞きたいのです。

えさしていただきたいと思うのでござりますが、この点は、人事院自体が、特にそういう研究職の者を優遇するというような意味での措置を考えて勧告してこられたのであり、政府のほうにおきましても、この勧告があることは、当然現下のいろいろの情勢にからんがみまして、期待しておったのであります。ただし、私のほうから出していただきたいなどというわけにはいかないのでありますけれども、こういう点について十分考慮を払われての措置が勧告されましたので、私どもはごもつともであるというので、これを尊重しての措置をとるということになった次第でござります。詳細な点については、あるいはも検討をいたしておりますので、具体的にお示しをいただければ、事務的にもそういう点の生ずるようなものがなないとも限りません。そういうようなものにつきましては、われわれのほうでも検討をいたしておりますので、具体的にお示しをいただければ、事務的にもそういうことについての見解を明らかにしていただきたいと思います。

です。これが科学技術振興の重要性にかんがみて研究職を優遇されると、数字としては、はなはだ解せない。かなりにこの上に、先ほどの、科学技術の研究能力のある者については、一等級上に格づけることができる。ことによつて若干上がる人は出てくるわけです。それを含めてどういうふうになるのか、この八・三%に近くなるのかわかりませんけれども、そうじやないかと思う。そうしますと、これはどうもおかしな話であつて、ごく一部の人たちを上に格づけるために、全体のたくさんの人たちを犠牲にして、いう数字になつてしまつ。どこに科学技術を尊重してこの際というような意見が出るのか、その点について政府はどうのように検討されているのか、伺いたいと思います。

字よりも若干上がるのではないかといふうに考へておるわけでござります。なお、申すまでもなく、このアップ率と申しましても、基礎の金額が違つておりますので、たとえば行(1)の八・三%が、金額にいたしますと千七百六十八円というようなことになりますのに対しまして、研究職のほうは、七・九%が二千三十三円というよしなきましまして、研究職のほうがむしろ悪いという点があるんじやなかろうかといふ御指摘につきましては、この機会にお答えいたしますと、両方の俸給表におきまして、現在大体同じような金額にある者が、新しい俸給表でどうなるかというふうに、単に数字の占める俸給表上の数字の面だけで見ますと、研究職のほうが劣るような印象を受ける場合があるのであります。実は対応金額ということでなくして、同じような勤続年数、その他いわば廣人的な要素を同じような場合に比べてみますと、研究職のほうは、俸給としては高い俸給が決定されておるのでありますて、そういうふうに比較いたしまして、研究職のほうは、むしろ行政職よりも一号程度は有利な金額というふうになっておるわけでございます。

ましようがね。それでも行(一)の八、三%には及ばないと、こういうことになるわけです。そうしますと、研究職のほぼ全體の者の率を下げて、それを下げる原資で、割合と若干の人たちを一号程度優遇するということになるんじゃないかということを言つてゐるのです。総額はどうなるとか、いかことは、私は百も承知です。だから、その面で御答弁なさつちゃだめであつて、この点でそうであるのかないのか聞いておるので。科学振興だの、特殊性にかんがみ、重大性にかんがみとおっしゃるけれども、事実はそうじやないじやないかといふことを言つてゐるわけです。



よ。それはだからそのとおりなのか、人事院がちゃんと数字を出しておられますから。それから、今生計費を切り下さないといふ見解を下さないといふお話をですが、政府の見解のほかに、人事院はそういう見解を持ちますか。たとえば通勤手当がどうだとか、期末手当がどうとか、それを足してみても一〇%ちょっとでしよう。明らかに切り下がっているじゃないですか。しかも、去年の給与を上げるときには、生計費の六%というのではなく、生計費すら上がったじゃないか。そういう問題にならなかつた。今度われわれはこれを主張しなければならないといふにになつちやつたんじやないですか。生計費を基準にして政府の俸給表を作るということを毛頭言つているわけではない。今までの給与の上げ方というのには、この生計費といふものはそつ重要な問題にならなかつた。去年は御承知のとおり、人事院の生計費を見ると、八%、九%くらいですね。それで一二・四%で勧告された。今回も生計費そのものを問題にしなくちやならないようになつちやつたのだ。去年は御承知のとおり、人事院の生計費を見ると、私は言つてゐる。それを聞いてもらいたいらしいことだつたのだ。たゞ、年々、生計費を積み上げて、これにならざるを得ない。切り下げじゃないという理屈は成り立たない。誤解でも何でもないですよ。政府は、結果的には切り下さたというう念を押しておきます。別に反論があれば、私聞きます。

等級に格づけするといふのであります。が、これは一体各等級とも同じよう率でお考えなんですか。同じような率でそういうものが出てくるのですか、事する人々、こういうふうに考えて、五等級から四等級に上るのを、五等級が四等級、六等級が五等級、七等級が六等級、こういうふうに切りかわるわけあります。それでわれわれは、新二等級というものが、非常に職務の高い研究に席研究員、非常によく考へて、どうか。私の聞いているところは、へんりくのつまり五等級から四等級に上るのを、どうか。それからもう一つ、どういふ方法でやりになるのか、それは一生同じような率で、研究能力がある者どこがやられるのか。これは人事院で承つておきます。これは人事院の規定を作られるのか、あるいは政府の任命権の範囲、任命権の運用によっておかれりになるのか、そういう点についていつてどつかりたいと思います。

率なすの今人かはもかうに則りて命の体に切らさる研究おててのの五等をにてて。それが、これが非常にむずかしい問題でござります。  
○鶴園哲夫君 私の質問の内容と少し食い違つているのですけれどもね、それではどれくらいポストをふやしたらいか、これは非常にむずかしい問題でござります。

ういう気がするのです。もう一ぺん質問します。私の伺っていますのは、今回研究能力のある者は上の等級に切りかえる、格づけするということになりますが、それは各等級とも同じような割合、つまり二等級に在籍している者何%、三等級に在籍している者何%、四等級に在籍しておる者何%と、同じような率でそういう研究能力のある者と、いう人たちを判定なさるのか、それから、その具体的のやり方はどうなさるのか、こういう点を伺つておるわけであります。

○鶴國哲夫君 時間の関係もありまして、この点もつと正確に伺っておかなければならぬのですが、大臣の関係もありますので、次に移りたいと思いますが、その研究能力のある者をということで判断をされるのですから、それはどういうような判断をなさるのか。私はやはりどうも学歴だとか、あるいは性別だとか、あるいは公務員試験を通っているとか通っていないとかいうようなことがやはり基準になるのじゃなかろうかという心配をしておるわけなんです。申しますのは、役所の中には、御存じのように、非常に歴史を極端に尊重する悪い傾向がありますが、役所のそういう空気の中でお作りになるとすれば、またもや学歴とか、そういうものを中心とした、きわめて尊重された形のものが基準になるのじやないかということを心配しておられますのが、それを見ますと、御存じのよう、民間の二等級という人たち、これは公務員の場合は二等級は局長に該当するわけですが、民間の二等級というのは、大学卒というのは三分の一しかいないんです。公務員の場合においては、二等級といったら、これ

は高校出とか、旧専門学校を出たとかいうことで二等級にならうというようなことは考えられもしないんです。三等級の場合、全部見てみますと、三等級の場合、大学を出たという者は三分の一しかいないんです、民間の場合においてはですね。これは技術課長の場合にも同じです。民間の場合、事務課長の場合も同じです。そうして新高卒あるいは旧中を出た者は三分の二を占めている、大学出よりも多いんです。公務員は、能率主義だ、能率だ、勤務評定だとおっしゃるけれども、一體官庁というものはこういう実態にあるのじゃないか。給与もよろしくござりますが、こういう点ももつと根本的に政府は考える必要はないか。今回のこの研究職の場合においても、今のようない々団からいいうならば、今の官庁の中の非常に強い学歴偏重の立場から言ふならば、そういう学歴によって標準をきめられるということにも私は深く懸念をしているのですが、その点について政府は一体どういうふうに考えているのか。しかも、この点が、民間の場合においては、明らかに能力主義というような見解が貫かれると思うんですけども、官庁の場合はそうじやないわけですから、最初から、どうごらんになつても、今回的人事院の資料で明らかになつているとおり、明確に出てる。こちら邊についての考え方を、根本的にひとつ公務員担当の大臣に伺つておきたい。

りとするならば、ただいまお話を御聽念なさる点は、私もよくわかるのであります。ただし、現在の制度では、こうしたことについて、私どもがそう思うからと、そういうので、そうむやみやたらいろいろと変えていくというわけには参らない。すべて人事院において基準等を決定せられ、これを待つてということになるわけであります。それだけ言っておりますと、何だか人事院からそうした意味においての基準等が示されなければ何もできないかのように響くかと思ひますけれども、ただいまのお話の点は、私大いに参考にいたしますし、人事院もまた一緒に聞いていて、そういうことについては心してくれるものと私は期待しているわけであります。お話のような気持ちを体して、私はいわばこういった問題に対しても、そういうことについては心していくならば、総合調整という文字が入っております。そういうような観点から、ただいまのいろいろな点について、御趣旨にできるだけ沿うようのことを考えていきたい、かよう存じます。

たちたいへん期待をいたしている次第でございます。それで私あとで人事院の方にもお伺いしたいのでござりますけれども、同じ能力を持つて同じ生産性を上げて、男女の賃金の差といふものは、諸外国と比較いたしまして、進んだ国の例と比較いたしますと、日本はまだ男女の賃金差が非常にござります。で、これは政府のほうでひとついい模範を示してもらわなければならぬのでござりますけれども、むしろ今は逆になつて、いるような関係もあるわけでございますが、労働省といつしまして、こういう問題について、これまで第一は男女の賃金差をなくしていく、というその努力、あるいは婦人の能力がありながら、昇給昇格が非常に男子と比べておそい、幅が狭いといふようになることについてどういうふうに是正していくいただけるものか、どういうふうにお考えをお持ちになつておるものか、幸い労働大臣いらっしゃいますから、ちょっとお尋ね申しておきたいと存じます。

た、そういうようにも積極的に仕向けていくべきである、男のほうで積極的そういう理解を持つべきである、こういうふうに考えておるわけでござります。で、ただ自由に大いにみんなが力をして伸びていく能力があつたらとうより、むしろ男のほうで、過去の日本の姿に従って、積極的に理解をせよ、協力すべきである、こういうふうに考えるわけでございます。したがって、女人の人でもいいという場所もありますし、ポストによつては女のほうが実際にいいというようなポストが私たちはずいぶんあるらかと思うわけでございます。労働省なんかの場合におきましては、今例をお引きいただきましましてから、それによつて私申し上げたいのですが、それによつて私申し上げたいのです。我就任早々、強く勧懲いたしまして、女人の人が局長をやつてはいる役所に對して、うんと予算を要求を出して、うんと仕事をしなさい、從来どうも婦人の美德として、とかく差し控えがちということもありますが、仕事についてもそういう懸念はさらさらありません。ただいま先生のお話のような趣旨のことをして、うんと仕事をしなさい、担当いたしまする私どいたしましては、今後ただいまのようなお話の趣旨などを仕事の上でも申しておる次第でござります。したがつて、公務員制度を決して、女人の先生の御質問であるからといふので、しいてそら申し上げて、いるのではなくて、私の信念として、ただいまの先生のおっしゃるようなことことが望ましいし、また、そのことによつて行政全体が円滑にくることにより期待できるのではないか。これだけ決して、女人の先生の御質問であるからといふので、しいてそら申し上げて、いるのではなくて、私の信念として、ただいまの先生のおっしゃるようなこと

とでぜひあります。したがって、適な機会に、閣議等においても、こうた御発言等を他の閣僚諸君にも紹介しましたとして、政府全体としてそういう方向へいくように、私いたしましては積極的な努力をいたしたい、こうえております。

○鶴岡哲夫君 大臣、これで席をおちになるのですが、先ほどまあ私申上げて、それに対して大臣が、大いひとつやりたいというお話ですが、それを聞いて私にこにこするような甘たるい人間ではないわけで、これはいへんな問題でありまして、ただ今、大臣がおっしゃった制度的なとお話をありますのが、これは制度でないのです。制度も若干ありますけれども、これは伝統としきたりですら、だから、これは制度的な問題でうこうという問題が重点ではないとうことを申し上げておきますが、とり一ぺんの回答では、これはとても足しないし、解決できる問題ではない。ただ、今回当面している研究職問題について、これはまあ人事院が当なんで總裁に聞きたいのですが、うなさるつもりか。

○政府委員(入江誠一郎君) 結局、ほどのお尋ねの要点と今の要点の御指摘にならうとするところは、私もものほうでああいうふうに等級を少くないかといたしまして、研究能力に応じて昇進といいますか、給与の改善のことを開きましたわけで、そこで、いわゆる実際問題として、給与の改善つま

長も申し上げましたけれども、これはよく御存じのとおり、現在の公務員法といたしましては、官職に応じて、官職がございませんと俸給が伴いませんから、結局上のほうに上げます場合に、たとえば上級研究員でございますとか、あるいは主任研究員というふうな、ひとつは研究能力に応じた官職を設置することと、それから、そこへ補充いたします両方が伴って参りますから、それで、数といたしましては、これはまだ人事院といたしましてはきめておりませんのです。それで、今後各省の要求というか、実情も聞きましたり、それに伴って、私どもといたしましては、御存じのとおり、級別定数というものを人事院は持っておりますから、それで設置いたしまして、どの程度そこを――これは組織体でございますから、幾ら何でも、みんながぞろぞろ上がっていくわけにも参りませんから、おのずから限度があると思いますが、それをどういうふうに調整いたすかということを給与局のほうで検討いたしております。それから、上げますのは、これも大体よくお聞き及びだと思いますけれども、科学技術庁のほうでは、御存じのとおり、審査委員会というものを作って、それでこういうことはなかなか人事院で考えましても、研究能力という問題は審査ができませんから、そういう方面の専門家が集まつて審査委員会を作つて、そこで研究能力のいわゆる判定をいたす。ところが、これにつきまして、率直に申しますと、いろいろ異論もございまして、これらにつきまして、現在給与局長が中心になりましたして、科学技術庁その他各省の意見も尊重しながら、どうい

○鶴園哲夫君 私の伺っているのは、そういうことを伺っているのではないかと、先ほど問題にいたしましたように、選考にあたって学歴を極端に偏重するということにならぬかと、公務員制度の大臣は、そういうことのないよう努力したいというお話をなんですが、問題は、お作りになる最終的なところは人事院のようですから、そこからつい人事院がどういう御見解を持つておられるのか、それを伺っているのです。その一問できょうは終ります。

ておるということは、やはり一つの研究能力として目安にせざるを得ないといふことがあります。したがいまして、そういう意味におきまして、ある程度学歴というものに着目するということは、これはやむを得ないことだるうといふふうに思つておりますけれども、仰せのように、この現在の研究において、そのものは必ずしも学歴だけでない、うといふふうに、学歴はあっても、もう研究の伸びが沈滯しておる人だってございまして、そなへから、学歴は、不幸にして最高学歴までは履修できなかつたけやども、しかし、その方が非常に研究能力があつて、非常に顕著な研究能力を發揮されておるというような場合がこれあるわけでござります。私は、先ほど総裁から申し上げましたように、この研究能力の判定ということになりなすると、人事院が直接やつてもこれはなかなかわからぬ。だから、できれば公平にそれを審査いたします機関とおなづかぬわけではございません。しかし、いふうに思つております。」

いうように思ひますので、このことは、今後われわれが各省側、あるいは科学技術庁と接触いたし、また、研究公務員の方々ともお話をする機械があるのでありますから、そういうときは、いろいろそういうただいま御指摘のような点を十分心しまして、この問題は進めたいと、このように考えております。

○鶴園哲夫君 今、公務員試験というお話をなさつたが、公務員試験といふものは、どういう学校を出たって試験は受けられるというお話ですけれども、これは公務員試験といふのは採用試験であつて、資格試験じゃないでしよう、採用試験でしよう。資格試験じやないのです。これははつきりしているのでしよう。公務員試験といふのは、あれは採用試験であつて、資格試験じやないのだ。そんな妙な話をされは困る、資格のことと言わわれては。しかし、いずれにしましても今の点については、私はもつと根本的にやらなければいけないと思っております。そういうふうは大臣がおりませんから、恐縮ですでないと、先ほど申し上げた、せっかく人事院からいい資料を発表してもらつたのですけれども、執拗にこの点ははつきりしたいと思うのです。きょうは大臣が代行するよう、まげて出てもらつたわけです。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) まだ時間はたっぷりござります。要求の大臣は、きょうは大臣大体支障があつて出られないということになり、総理府総務長官が代行するよう、まげて出てもらつたわけです。速記をとめて。

○赤松景子君 私 またこの内閣委は新米でございますから、ずいぶんわからないことがござりますから、教えていただきながらちょっと御質問したいと思うでございます。

今、男女の賃金問題でございます。私は、やはり国家公務員、政府からこういう問題はりっぱな権限を示してもらいたいと思うのでございますけれども、なかなかかちよつと研究いたしました。ただけでも、採用試験には合格する女子がずいぶんございますけれども、それをいよいよ任命するというのですか、そういう場合には男女の聞きが非常にござりますですね。数字としてここで一々申し上げません。それはどういう支障があるのでございましょうか。これは給与問題ではないのですから、一応また別の機会に申したいと思うのでございますが、一つの例として、そういう場合がずいぶんあるのですね。同じ試験で合格していないながら、採用する場合には、男子の場合と女子の場合と非常に開きがある。これはいろいろの制度のこともございましょし、女子自身の内部にも問題があることも私は知つてはおります。でも、そういうことは今後は正していくたいと思つておりますが、きょうは賃金問題について一、二ちょっと申し上げてお答えいただきたいと思うのです。それは行(わ)から行(わ)にかわります場合に、タイピストなど約四千人が行(わ)にかかる予定になつているようでござります。そのワクに入つていてるようでござりますが、このタイピストの大部分は、言うまでもなく女子でござります。ところが、俸給が非常に低くなる、こういう結果がちよつとした計算で出

て参りますが、そういうことは一体どういうふうにお考えであるのでしょうか。低くなるということはわかつてないで、こういうふうになつてているのでしょうか。こういう問題をちょっとお答えを願いたいと思います。

○政府委員(入江誠一郎君)この問題は、御質問になられますのはごまちうともなのでございまして、実はタイピストに例をとりますと、タイピストという女子職員は、従来行政職俸給表の(2)というのをございました。この行政職俸給表の(2)と申しますのは、技能に従事する人、あるいは労務者でございまして、それから今度移します行政職俸給表の(1)というのはいわゆる行政事務に従事するところのあれでございまして、大体行政職俸給表の(1)のほうは、初級試験といいますか、新制高校を出ましても公務員試験に合格いたした者が大体入ることを原則といったしまして、それでやっぽり一つの行政事務の構造でございますから、俸給体系といいますか、俸給体系が補助職、つまり下のほうの補助職が比較的少し低くなつておるそういう一つの体系、極端に申せばカーブが非常に急になつております。行政職俸給表の白のほうは技能職でござりますから、初め入りましても、十二、三年ごろまでは割合によろしいのでござります。それからカーブがこう寝ます。だからタイピストそのもので課長になるわけでもございませんから、技能というものを評価して、最初は高くしてございますけれども、上になると多少寝るわけでござります。そこで、ただいまの問題は、結局タイピストといふものは、入りまして十二、三年に達しておらない者が多う

ござりますから、行政職俸給のほうでありますから、かりに十二、三年の者と比較しますと、現在俸給が高いいのでござります。そこで、私どもといたしましたら、率直に申し上げますと、技能職といふものは、行政職俸給表の(イ)といいますか、技能職の俸給表つまり最初高くして、上は寝るという俸給表のほうが適当と思いまして、それに入れてあつたわけでござりますが、今、国会でも、実は行政職俸給表の(イ)と(イ)を合理化せよという非常な強硬な御主張もござります。附帯決議書でつきまして。そこで、合理化をはかります場合に、タイプストというものも、これはタイプといふ技能ではございませんけれども、行政の補助といふようやうな理屈もつくのじゃないかということです、今度行政職俸給表の(イ)に移しました。そういたしますと、自然に俸給体系が低いほうに参りますから、ほうておきますと下がりますわけです。しかし、それは理屈は、俸給表が違うのでござりますから、下がつてもいいようなものでござりますけれども、しかしながら、実質賃金が下がるということは、たいへんこれは御本人にとっては苦痛でござりますから、ことにそれにさらさに加えて、今回一般職が千円くらい昇給しますから、だから低くなつた上に昇給の恩典に浴さぬということはお気の毒でございますから、どなたも、少くとも千円は昇給したといいますから、現在の俸給よりも千円以下にはならないよう調整はいたしました。いたしましてけれども、俸給体系がそういうふうに違っておりますから、必然的に行政職俸給表の(イ)にいけば、つまり十二、三年たつとずっとまたよくな

るのでござりますけれども、十二、三年ころまでは悪くなります。問題は、やっぱりタイピストというものを行政職俸給表(?)というか、つまり事務系統の職員に編入するほうがいいか、やはり十二、三年までは給与がいいということの実利をとつて行(?)のほうに置いておいたほうがいいかと、そこになります。それが実は三十二年にきめましてから今まで、実質賃金と申しますが、そのほうに重点を置き、あるいは技能職ということで行(?)にきておりましたのが、今度は各方面の御要望がありましてそういたしましたのでございまして、それかと申して、俸給表でござりますが、四十分の公務員が自分の希望で、自分は行(?)へいきたい、自分は研究職にいきたいと言つたんでは收拾がつきませんから、やはりこれは行(?)へ入るか行(?)へ置くかということは制度としてきめていただきなければならぬというわけで、決してこれは男女の問題とか、そういう問題からきておる問題じやございませんので、今度非常に御要望がございましたので行(?)へ入れましたところが、今度はまた困ると言つて、実は非常に困っているのが実情でございます。

のではないかとも思うのでござりますが、そういう面がずいぶんあると思ふんです。自動車の運転手さんも、私は、ハンドルを持つていてるけれども、やはり日誌をつけたり、いろいろな事務をすると言うんです。だから、ハンドルだけ持っている單なる単純労務者じゃないと言うのです。そういうふうなことで、そこをどういうふうに線を引くかということはむずかしいことですが、逆に収入減になるということですから、業務内容の整理というよろこざいましょうけれども、やはりそぞういうまぎらわしいことがあって、今度の場合も、せつかくよかれと思うことをございましょうけれども、やはりそぞうなことはお考えになつていらっしゃらないでございましょうか。

ちょっと業務内容の問題ではありませんが、それが御要望の線に沿ってやつたところが、また今度は違った御要望が分かれ目になっておるのでござりますが、やはり下の号俸でやっている方が冬物のものですから、その方が、しかも実質賃金が下がっていくというこの深刻な問題に対しまして、何かこれを緩和しなければなりません。たとえば千円までの保障はなきるそうですがざいますけれども、それは二回きりなんでおございましょう。今度昇給の場合は、もとの給料から昇給する、それが基準になるのでございましょう。それから、一時的にそれは千円の保障はなすつていらっしゃいますけれども、それは一時的な問題で、昇給の場合はあるはちとらずといふことになるおそれがあると、こういふことを申し上げて、これに対応するそういう人々の給料の下がらないようになりますにはどうしたらいいか。やはり行(+)の号俸の場合の改正と申しまして、職俸給表の(+)というのも、やっぱり多めの約二十万ぐらいの職員がおりますのでございましょうか。この改正をどういうふうに考えていらっしゃいますか。

のござります。そこで、行政職俸給表の(イ)の俸給表というものは、二十万の職員に共通して適用する俸給表でござりますから、行政職俸給表(イ)へ編入しながら、しかもタイプリストの諸君だけ突出したと申しますか、ちょっとこれには技術的に不可能でございます。

俸給表でござります。男子職員と女子職員たるとを問わず、公務員試験の初級職試験、これは新制高等学校卒業程度であります、を通りまして公務員に採用される場合には行(丁)になってくるので、現在初級職員で女子職員は相当おるわけでございます。そういう方々は、現在の行(丁)の初任給、それからその俸給表に従いまして昇給していく

なつたのです。それでもしほうつてお  
きますと、他一般職員は相当の給与改  
善があるにかかわらず、そういうタイ  
ピストで今度行(レ)適用にかわる方は、  
かえつてその機会に現在の給与よりも  
下がる、ただいま申し上げましたように、  
もしその職員が初めから行(レ)の適  
用職員であったならば、現在の俸給額  
はどれだけであるかという計算方法に

なく、かえって上げるのだ。しかも、その上げ方には、一年間だけ千円を保障するというやり方でなしに、その古が昇給されていきまして、そうして漸次千円を食いつぶしていく今まででこれを保障するというやり方でやる、ということをございます。

○赤松常子君 タイピストにこだわるのじやございません。行(へ)から行(へ)にかわって下がる人全体を対象にしてお話しして下さいませ。

くという体系になつてゐる。タイピスト等は従来行(レ)でおりましたので、これはそれより有利であると、まあこういうことでござります。

よってやりますと、下がるというような現象が起きますので、これは何としても、ことに給与改善の際の切りかえ措置としては不適当であるというので、なるべくでき得べくんば、もしそ

○委員長(大谷謹之助君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は、本日はこの程度にとめます。本日はこれにて散会いたします。

総裁が申し上げておりまするよう、  
タイプスト、それから統計機器操作員  
という行(丁)関係の職員、これは行(丁)の  
給与に比べまして、最初の十二、三年間  
間はよろしい。十二、三年たつた後に  
おきまして、これは漸次昇給率が落ち  
ていく、こういう体系になっておるわ  
けです。行(丁)の職員というのは、最初  
の出発はそういういた行(丁)に比べまして  
低いのであります、十二、三年間は  
ずっと低いのであります、それから  
ずっと上がってしていくということにな  
る。これは本質的に申しますと、行政  
の補助的職員と、それから、あるいは  
いわゆる中堅幹部、あるいは上級職員  
になる人、こういうようなのをさらに  
分けるということをすればなおさら  
けつこうなのかもしれませんけれども、  
現実には初級職を通じてこられた  
方の中にも、やはり上級に進まれる方  
もあるわけでござります。そういうう  
關係から、行(丁)の俸給表は、これは行(丁)  
の適用を受けます上級職員から一般  
職員、行政事務の補助というようなも  
のが統一されて入っておる、そういうう

おった人が、職務の内容が、これはもう行政事務の補助であるということとで、行(一)の俸給表を適用さずぼうがころしいといふことがございまして、ここに何人かは行(一)から行(二)への適用がえといふことが事実行なわれておりまます。そのときにはどういうふにやるかと申しますと、もしその方が最初から行(二)の俸給表を適用しておったならば、現在どういう金額になつておるであろうという金額をもう一べん算出し直しまして、そうして新しく行(一)の金額をきめる、こういうやり方をやっておつたんです。これは問題は数少なく出て参りまするので、そういう場合に行(一)にいって下がるのはこれはやむを得ん、行(二)の職務の給与といふのはそういうふうになつてゐるのであるといふことで、そのご本人にとれば、行(一)にずっとおられるよりも低く切りかわつて行(二)へいく、こういう形が今回はかなり大量に一時にそういう問題が出てくるということになりましたので、ことに一般的には給与改善をいたすというような際にそういうことによ

の人が行(手)におつたならば昇給するであろう、その額をあまり減らさないようには——これには全然減らさないというわけには参りませんが、減らさないように、少なくも千円はこの機会に増額するようになると、いう切りかえ方法を考えたわけであります。今は行(手)の切りかえられる職員だけに着目をしてのお話でありますから、そういう方は非常にお気の毒であると言われますけれども、そういう職員をなぜ行(手)に切りかえるかといふと、それはタイプを打つという技能的な職種でありますけれども、その職務内容を別の観点から見ると、現実にはタイプを打つということが行政の補助業務であるということが多いにあるという観点から、行政の補助職員と同様に取り扱うのが適当であるという観点に立つて今度かえるわけですから、そうすると、行政部内におきますそぞういう職員との給与のバランスということも考えなければならぬというので、今回は御指摘のように、ほうつておきますと下がりますから、下がるのでは

十月二十五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十月十八日)

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

昭和三十六年十一月六日印刷

昭和三十六年十一月七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局